

○厚生労働省告示第三百六十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十八年十月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療機器の名称 予定される使用目的、効能 申請者の氏名又は名称及び住所 指定年月日

又は効果

チタンブリッジ 内転型痙攣性発声障害にお ノーベルファーマ株式会社 平成二十八年

ける症状の改善 東京都中央区日本橋小舟町十二番 九月二日

地十